

令和4年12月8日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年12月8日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義		

1、欠席議員

11番	隅岡 美子	14番	志村 忠昭
-----	-------	-----	-------

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課課長補佐	山本 将之
住民環境課長	石井 克典
健康福祉課長	富木田 笑子
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

志村 議員、隅岡 議員より欠席届が出ておりますので、報告を申し上げます。

ただいま出席議員は11名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番、松岡 忠 君、9番、小川 保 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに9番、小川 保 君。

議員（小川 保）

お早うございます。

本日は、私がトップバッターです。よろしくお願い致します。9番、小川 保 です。

一般質問を1問1答方式でお願いを致します。

まず1番目は、瀬戸内国際芸術祭秋会期の振り返り、二つ目は、まちづくり公社とは、そして三つ目、交流センターの立体駐車場並びにご意見箱。以上、3項目について質問を致します。

本年9月29日から11月6日までの39日間の日程で第5回瀬戸内国際芸術祭秋会期が開催されました。振り返ってみたいと思います。私どもの多度津町では第2回の秋会期からでしたが、本年第5回は高見島だけではなく、陸地部も参加致しました。コロナ禍の中でもあり、苦戦するのではないかと心配しておりましたが、さて、他会場の春会期などを参考にして1万5,000人位来て頂いたら有難いかなと予想しておりました。来町人数など評価はいかがでございましたでしょうか。お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の瀬戸内国際芸術祭秋会期の来場者数についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

答弁の前に瀬戸内国際芸術祭2022秋会期につきましては、大きな混乱や事故などもなく盛況の内に閉幕することが出来ましたことは、地元住民の方々はもちろんのこと、多くの方々のご協力のお陰でございます。また、議員の皆様におかれましてもボランティアスタッフとしてご協力を頂き、誠に有難うございました。この場をお借りして、ご協力頂きました全ての方々へ心から御礼申し上げます。

さて、来場者数についてですが、まず春・夏・秋の3会期、105日間の総来場者数は県実行委員会の発表によりますと72万3,316人で、前回比61.4%と過去最少の来場者数でした。来場者数減少の要因は新型コロナウイルス感染症の影響により、前回は来場者数の4分の1を占めていた訪日外国人が激減したこと、国内観光客についても感染への警戒から減少したことであると見られています。秋会期のみでの来場者数の比較でも今会期が39日間で合計30万7,700人で、前回比65.1%でしたが、ご質問の本町におきます来場者数は今会期21,596人で、前回比85.7%と参加市町の中で最も低い減り幅でした。これは議員のご質問にもありますとおり、本町では初めて陸地部側に作品を展開する「多度津街中プロジェクト」が行われたことや会期中にテレビ番組等で高見島を取り上げて頂けたことなどにより、注目を浴びたことが要因であると考えております。コロナ禍での開催ではございましたが、2万人を超える方々に本町の歴史や魅力を知って頂ける良い機会となったことから、参加した意義があったものと感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

2万1,596人、良かったですね。本当に他の会場と比べて減り幅が小さかったということですね。しかし、それも陸地部で何とか展示が出来たということも一つの現れかなと思っております。ところが、やっぱりお金の面が心配でございます。第2回から以降、開催費用は如何様になっているのでしょうか。お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の瀬戸内国際芸術祭開催費用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

瀬戸内国際芸術祭開催費用につきましては、開催年度及び開催前2年度の合計金額をお答えさせていただきます。

まず、2013会期は県実行委員会への負担金が375万円、町実行委員会への負担金が609万7,166円、会期中に運行される本島・高見島・粟島を結ぶ横航路の負担金が64万7,849円、合計1,049万5,015円でした。

2016会期は県実行委員会への負担金が750万円、町実行委員会への負担金が830万円、横航路の負担金が31万2,796円、合計1,611万2,796円でした。

2019会期は県実行委員会への負担金が750万円、町実行委員会への負担金が751万2,000円、横航路の負担金が34万9,817円の合計1,536万1,817円でした。

今回の2022会期につきましては県実行委員会への負担金が919万5,000円、町実行委員会への負担金が948万円、横航路の負担金が39万3,550円の合計1,906万8,550円の見込みです。

今会期につきましては、新型コロナウイルス感染対策費用を捻出するため、県実行委員会及び町実行委員会への負担金額が増額となったことから、過去3会期に比べ開催費用が増加しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

今、お話し頂きました負担金ですね。これには恐らく人件費は入っていないのかなという風に想像されております。役所のメンバーの方々ね。時間外あるいは通常の時間の中で、これに関しての作業とか、そして臨時職員、アルバイトの皆さん方もおいでだと思います。こういったものの人件費については、どういう風に評価されておりますでしょうか。お願い致します。再質問です。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の人件費についての再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁致しました開催の負担金等には人件費の方は含まれてはおりません。人件費でございますが、今回ご協力頂きました延べ149名のボランティアスタッフの方々につきましては無償でご協力頂いております。また、延べ205名の町の動員職員につきましては、現在人件費等の集計は出来ておりませんが、会計年度任用職員を含む課長級以外の町職員が通常の勤務時間外において、芸術祭スタッフとして従事した際に超過勤務手当を支出しております。その他、県実行委員会に派遣している職員の給与や芸術祭と他の業務を兼務している職員の給与、芸術祭を担当する会計年度任用職員の報酬も人件費としては支出しております。また、県実行委員会の方で雇用しておりました作品受付や港での案内所スタッフ、また、検温スタッフ、そういったスタッフにつきましては、また港での警備員の人件費等につきましては、先ほどの県実行委員会の負担金の中に含まれてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

はい。有難うございました。各会期において費用と合わせて振り返りチェックをされていると思います。振り返りとは、リフレクションと言いますけれども反響とか反映とか熟考とか、そして内省などの意味で、ご承知かと思いますが、決して反省ではありません。振り返りはね、振り返りには七つの手法がありましてPDCAサイクルも実はその一つであります。この振り返りは、経験学習の手法ですが、客観的に自分を観察して、感情に流されることなく、自分を責めることなく、虚心坦懐に振り返ることだとされております。さて、その振り返りの結果は如何様でございましたでしょうか。お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の振り返り結果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、総括と致しまして、先ほども答弁させていただきましたように2万人を超える方々に来町頂き、多度津町の歴史・魅力を発信出来たことは、大変有意義であったと感じております。

また、今回「多度津街中プロジェクト」を実施するにあたり、多度津商工会議所及び本通商店街の店舗などのご協力により、来場者の方々が自由にトイレを利用出来る「おもてなしトイレ」の取組が行われました。

この取組につきましては、来場者の方々の利便性向上に繋がるものであり、芸術祭期間のみならず、芸術祭に引き続き開催された「たどつアートフェスティバル」でも実施頂いておりました。

地域とイベントを繋ぐ大変有意義な取組でありましたので、これを機に今後、本通界限でイベントを開催する時にもご協力頂きたいと考えております。

また、船会社を始め、関係機関と連携し、定期船が定員に達した場合の付け船や多度津駅と多度津港を結ぶシャトルバスの円滑な運航に努めておりましたので、来場者の方々からは他会場に比べ待ち時間が短く快適であったとの声を頂きました。

その他、来場者駐車場につきましては、前回は多度津港岸壁沿いの臨時駐車場が満車になった際は、スポーツセンターや旧の職員駐車場への駐車をお願いしておりましたが、今回、港に近い東港町の県有地をお借り出来ましたので、岸壁沿いが満車の際も比較的港に近い場所に車を停めて頂くことが出来ました。

また、陸地部側の作品鑑賞のため、京町住宅跡地を臨時駐車場として用意し、近くに停められて便利であるとお声も頂けましたが、初めて多度津に来られる方には場所の説明が難しく、より分かりやすくするための工夫などが必要であったと感じました。

陸地部側での作品展開につきましては、本町の賑わいを創出するための非常に効果的な取組であったと考えておりますが、より多くの方に快適に周遊頂くため、移動手段や駐車場の確保についての検討が必要であると考えております。

今後も現状維持で満足することなく、議員ご指摘のとおり、振り返りの中で出た様々な課題についての検討を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

お話の中でトイレの件が出ましたけれども、トイレの利用について、これ今から再質問です。

トイレの利用について、来場者の方々から何かご意見がありましたか。これが一つと、もう一つは今、本通分館ね、今現在、中央公民館という風になっておりますが、トイレの工事をかかっているという風に認識しております。その進捗につい

てのご報告も併せてお願いを致します。よろしくお願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

それでは、小川議員のトイレの利用につきましての来庁者の反応についての再質問について、まず、ご答弁の方させていただきます。

陸地部側の作品の受付では、私も受付等に従事していたところ、トイレの場所等を尋ねられることがありましたので、近くのトイレを案内することで安心して作品を鑑賞して頂いたものという風に考えております。喜びの声も寄せられております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。本通分館のトイレの改修の進捗状況ですけれど、今現在、建設課の方に施工の方を委託しております。

竣工につきましては、来年2月頃を予定していると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。立派なトイレを期待致しております。さて、先ほどのリフレクションの結果、様々なことが見えてきていることと思います。皆さんの献身と立案によって多度津町の名前がPRされたのではないかと思います、いかがでしょうか。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の多度津町のPRについてのご質問に答弁をさせていただきます。

芸術祭は多度津町を知って頂く絶好の機会ですので、会期中は本町をPRするため、駅と港を結ぶシャトルバス、多度津港案内所、高見島案内所、街中プロジェクトの作品受付におきまして、芸術祭に関する情報のみならず、ふるさと納税リーフレットや観光パンフレットなどの配布を行いました。

また、多くの来場者の方々がSNS上で、島の風景や芸術祭の作品、定期船からの風景、本通の街並みの写真など情報発信を行って頂いておりました。

本町と致しましてもさらなるPRの手法を検討し、多度津町の知名度向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

多度津町には高見島という素材が、それこそがPR効果があった。高見島のお陰かなという風を感じております。高見島に対する恩返し。これもリフレクションの中で色々出ているのではないかなと思います。これについて何かあれば、お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の高見島への恩返しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

高見島への恩返しにつきまして、振り返りの中で出たものではございませんが、会期前に高見島待合所の白アリ被害の修繕を実施致しました。

待合所の修繕は芸術祭来場者の方々の満足度向上にも繋がりますが、常々ご利用される島にお住いの方々も気持ち良くご利用頂けるようになることから、町実行委員会の予算を工面し、事業を実施致しました。

綺麗になった待合所を本町からの恩返しであると、島の方々に感じて頂ければ幸いです。

今後につきましては、県実行委員会による地元の方との意見交換会も予定されており、本町も出席致しますので、地元の方々のご意見をお聞きしながら、芸術祭を通じた地元への恩返しになるようなことがあれば、町実行委員会におきまして実施を検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

今後、瀬戸芸を高見島で開催されるというのであれば、少し気になるところがあります。1番高いところにある展示場ですね。これのアクセスが非常に悪過ぎると。私もボランティアで参加させて頂いた時に全部の展示を回ったり、色々、それから一般で参加させて頂いた時もありましたけれども、何遍上がっても1番上がしんどくてね、足元が悪い。それからもう一つは、お寺ですね。非常に由緒あるお寺があそこにあって、そのお寺に対しての扱いが少し申し訳ないのかなってという気もするし、また別の見方をすれば、観光の素材としてもそのお寺を利用すると。利用させて頂くということも必要なんではないかなという風に思っております。もしよろしければ、町長この件についてお話し頂ければと思います。

町長（丸尾 幸雄）

小川 保 議員の再質問にお答えを致します。

まず1点目ですけれども高見島での開催の件に関しまして、瀬戸芸、また3年後も行おうと思っておりますが、随分とマンネリ化をして来ているということもありますので、その点につきましては、県実行委員会そして北川フラム総合ディレクター、そして今の京都精華大学の先生方、そういう方々とお話をしながら、今、議員さんおっしゃいました大聖寺の側の方のところ、本当にあそこはもともとが、除虫菊の家とか、随分と人気のある建物というか作品がありましたので、あそこ今でも行って、そこに行く方いらっしゃいますけれども、そういうことも全て含めて、やっぱり安全に見て頂くということも考えながら、作品の制作展示も、もう一度を考えていきながら、3年後には来島される皆様方が、また喜んで頂けるような多度津に来て良かった、高見に来て良かったと思えるような作品の制作展示、そして安全に島を歩けるようなそういうようなことを考えております。大聖寺のことに関しましては、これは私どもも本当に頭の痛いって言うよりも何とかしなければいけない、地

元の方々の生活にも関わってくる。また、あそこの大聖寺のお墓が潰れております。そのことに関して町として何か出来ないかということも当初考えました。しかし、行政として民間のことに対して町費を投入するということは出来ない。ということの中で高見島の皆様方に、まず中心になって、大聖寺の修復をして欲しい。そして町として、法律的なものとか色んなことがあると思いますので、そういうことに関しまして町が出来ることは全てお手伝いをしますということだったんですけども、ということでお話をしましたが、大聖寺は、ちょっと僕の記憶が曖昧なんで間違っていたら謝りますけども、たしか本山が九州の方だったと思います。本山とかその大元のところが、もう手を加えるつもりはないということでありました。それで、じゃあ全部地元でやって下さいということだったんですけども、地元の方としても漁業組合の方にもお話には行ったんですけども、なかなかそこまでやってやろうっていう方が現れなかった。やってやろうっていうグループも現れなかったということで。地元等の方、もう地元というのか高見島出身の方々もやっぱり気にはなってるんですけども、やっぱり、あれを修復するためには多額の資金を要することになります。そういうことについて、なかなか自分では出来ない。そしたら、じゃあ誰がやるのか。ということの中で、本当は島の方々の中で、大聖寺改修基金とか、そういうものを出して頂ければ1番いいんですが、そういう中に町も出来るだけのことは、加わっていきますということはお話はしてるんですけども、なかなかそこまでいかない。それと高見島でもなかなか意見が一つにまとまらない。というところがあります。それは大変危惧しているところでもあります。そのようなことも色々と考えながら、出来るだけ大聖寺の改修に関しましては、町としては出来るだけのことはしていこうとは思っております。ただ、主体は高見島の住民ということだけは変えることは出来ませんので、そこをご理解頂きたいと思っております。

答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

町長、有難うございました。突然の再質問で申し訳なかったです。実は私が申し上げたのは、これが高見島への恩返しの一つでないだろうかという風に感覚的に思ってます。確かに、お寺の問題っていうのは、宗教的なこと、あるいは民間のこと、こういったところから行政が立ち入るのは非常に難しい部分っていうのはあるかと思う。しかし、切り口を変えてみますと、このお寺さんを観光的に活用させて頂くということも大きな一つの手段でなかろうかなという風に私は思っております。恩返しも含めて色々のご協力をお願い頂いたらと思います。よろしくお願い致します。

次に、2番目、まちづくり公社について質問を致します。

この公社を今後、計画されておるようですが、丸尾町長がイメージされている組織体など説明頂けますか。お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員のまちづくり公社のイメージについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まちづくり公社につきましては、設立する法人の正式名称は未定でございますが、便宜上「公社」という言葉を使って答弁させていただきますので、ご了承のほど何卒よろしくお願いを致します。

また、令和3年12月定例会総務教育常任委員会におきまして、令和5年度の設立を目指しているのご報告しておりましたが、設立目標年度を後ろ倒しして、設立についての検討を継続していることをご報告させていただきます。

さて、公社は官と民が連携して民間の資金力や活力、ノウハウを活用して地域力を高め、本町の持続的な発展を目指す町から独立した組織としたいと考えております。

具体的には、ふるさと納税の代行や特産品開発の支援などを行う「地域商社部門」と観光振興や移住支援を行う「観光まちづくり部門」を併せ持つ組織をイメージしております。

地域商社としての事業を行う中で得た情報や企業との繋がりを移住促進・観光振興に繋げていくことで「多度津を元気にする組織」になり得るのではないかと考えております。

公社が事業を推進することで将来的に町内事業者にお金が落ち、経済が活性化する。まちおこしを推進する団体の後押しとなり、地域が活性化するといった効果が、町内の至るところで生まれるようになるよう、引き続き、設立に向けた具体的な事業計画などの検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。関連質問として関連の公共施設、その機構について質問致します。現在、多度津町には土地開発公社があります。

これは、（1）国の特別法に基づいて設立されたものであります。他にも地方公社を辞書で調べますと地方公共団体が公共的な事業を実施する目的で設立する法人としており、（2）民法上の公益法人でありますとか、あるいは第三セクターのような、（3）官民の共同出資による株式会社が存在するようです。町長のおっしゃる公社は、もしや、民間の活力を生かすという面からすると、（2）や（3）に近いと理解してもよろしいでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員のまちづくり公社の組織形態についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在検討している公社につきましては、議員のご理解のとおり「官民の共同出資による株式会社」に近いものでございます。

将来に向けて事業を多角化し、収益性を確保しながら事業を推進することを想定すると、本町及び民間からの資金調達を募り、株式会社を設立することが理想的でございます。

しかしながら、株式会社は営利目的組織であるがゆえに、自社利益に繋がらずとも「地域の活性化に繋がる事業」を行うことは困難であるなど一定の制約もあることから、非営利的な団体で国の制度も活用しやすい「一般社団法人」の形態で設立することが現実的であるとこれまでの検討の中で結論を出しております。

一般社団法人であっても設立にあたりましては、本町だけでなく、民間からの出資を募る必要があると考えておりますので、出資に値すると思っける魅力的な組織になるよう、検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ところで民間事業者の活力やノウハウを活用することで、経費の縮減や利用者のニーズに対応したきめ細やかな質の高いサービスを提供する。そんな目的で指定管理者制度も多度津町では行っておりますが、多度津町が設置する文化体育施設等を管理するとともに文化体育事業を実施し、もって町民の文化体育の振興に寄与することを目的に設立された多度津町文化体育振興事業団でございます。この質問でございますが、多度津町文化体育振興事業団は平成3年に設立され、平成25年に公益財団法人に移行してからでも10年近くが経過しております。この財団は、町民会館、そして運動施設、公民館などの指定管理者として管理運営を行って頂いておりますが、その組織陣容と毎年の予算措置は如何様になっているのか。施設ごとの説明をお願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の多度津町文化体育振興事業団の組織陣容と予算措置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

「多度津町文化体育振興事業団」は、議員ご承知のとおり平成3年4月24日に「財団法人多度津町文化体育振興事業団」として設立、平成25年4月1日「公益財団法人多度津町文化体育振興事業団」へ移行し、本町が設置する文化体育施設等を管理するとともに文化体育事業を実施し、町民の文化体育の振興に寄与することを目的として運営をしております。

運営事業と致しましては、公益目的事業とその他の事業の2つに分かれ、公益目的事業には「音楽等の自主公演の実施」、「演劇音楽等の主催公演の実施」、「文化・体育・生涯学習施設の貸与及び管理運営」、「体育施設での競技会・健康増進事業」、「講座・セミナー育成事業」、「資料館での展示事業・調査・資料収集事

業」、「図書館管理運営事業」、その他公益目的を達成するために必要な事業を行っております。

その他事業につきましては「施設の貸与及び管理運営事業」、「公園管理事業」、「管理施設内での物品販売事業」等を行っております。

次に、職員につきましては正規職員13名、再雇用職員3名、嘱託職員2名、臨時職員12名の合計30名が業務しております。

次に、組織についてでございますが、多度津町民会館（サクラートたどつ）に事務局を置き、職員は「管理担当」、「文化担当」、「体育担当」の事務を受け持っております。

「管理担当」は主に理事会、評議員会、その他会議に関することや予算決算その他財務に関すること、財産の管理及び処分に関することなどを業務としております。

「文化担当」は、文化施設の管理運営、事業の実施に関することなどを業務としております。

「体育担当」は、体育施設の管理運営、体育事業の実施、体育の普及及び体育活動の推進に関することなどを業務としております。

また、教育委員会関係の指定管理施設としましては「町民会館（サクラートたどつ）」、「総合スポーツセンター」、「屋内温水水泳プール」、「資料館」、「明徳会図書館」、「中央公民館本通分館」、「豊原地区公民館」、「四箇地区公民館」、「白方地区公民館」、「佐柳地区公民館」があり、管理委託施設として「堀江サッカー場」があります。

毎年の予算措置でございますが、指定管理者制度による指定を3年ごとに更新しており、また毎年度「委任契約書」によって委任内容及び委任料を決めて支払いを行っております。

令和4年度の委任料と致しましては、町民会館が3,879万5千円、資料館が1,629万9千円、公民館が3,572万1千円、明徳会図書館が2,041万6千円、屋内温水水泳プールが5,086万円、総合スポーツセンターが2,181万2千円でございます。

なお、備品購入費及び工事費につきましては、教育委員会において予算計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

時間の都合で、この項目の4番目の質問は割愛させていただきます。また常任会の席でね、色々議論をすればと思っております。

5番目の質問に代えさせていただきます。まず、設備そのものが非常に老朽化しておると。私以外の議員の方からも質問があったかと思いますが、老朽化によって様々な費用が発生する訳でございますが、さて、それをどうするかというのは非常に悩ましいところでもありますので、まず、それに代わる設備として様々な近隣の市

町が管理しておる設備があろうかと思います。これについて質問をさせていただきます。特に、町民会館などは中核都市宣言の丸亀市が建設計画している丸亀市民会館が代替施設として利用可能ではないかとこれも考えられますが、いかがでございましょうか。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の丸亀市民会館が代替施設として利用可能ではについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町民会館の老朽した施設についての改修については、改修の中身によっては、長期間の閉館を必要とする工事もございます。その様な場合は、議員がおっしゃるとおり丸亀市民会館も代替施設として利用させて頂くことも1つの案ではないかと考えます。丸亀市を中核とする「瀬戸内中讃定住自立圏」を構成しており、文化事業につきましても連携して進めておりますので、今後、必要に応じて協議会の中でも協議が出来ればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

最後に交流センターの立体駐車場並びにご意見箱に関して質問を致します。

供用開始して使ってみますと不具合な点が見えて来ております。その一つとして、駐車場の入口ゲートが歩道から余裕なく設置されていて、入場しようとする車が道路に溢れております。今後、前面道路の拡幅など改良されれば、通行量が増えることが予想され、結果、道路通行の妨げになり、危険になることでしょうか。混乱の前に、車2台分ほど余地をとり、ゲートをセットバックする工事を考慮頂きたいのですが、いかがでしょうか。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の立体駐車場の入口ゲートをセットバックする工事についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまでに立体駐車場においては、発券機の駐車券が取りづらいこと、また基礎コンクリートが張り出しているというご意見があり、改善方法や概算費用の算出を設計者及び施工者に依頼し、改善について検討を進めておりました。

現在の発券機の駐車券が取りづらいことを解消する為の改善案として、工事に係る費用や期間、駐車場運営に極力支障を来さないことなどを考慮し、駐車区画を1台減らし発券機と入口ゲートをセットバックする方法で考えておりました。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、立体駐車場に入場する車両が道路通行の妨げになり危険であることを回避するためには、発券機と入口ゲートをさらにセットバックする方法が有効であると考えられますので、財政負担も考慮の上で安全性と利便性が向上するよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。今後、ご検討頂きたく、よろしくお願いを致します。

次に、3項目です。また、屋上駐車場ですが、立体駐車場の屋上から交流センターの建物屋上へ進む際、入場スペースが狭く、1台分のスペースを除けられれば、楽に進入出来ますが、いかがでございましょうか。

総務課長（泉 知典）

小川議員の屋上駐車場の駐車スペースについてのご質問に答弁をさせていただきます。

立体駐車場から屋上駐車場に進入した際の車路につきましては、S字になっておりますため、議員のおっしゃるとおり、1台分の駐車区画を制限することで通行がしやすくなるものと考えております。

車止め及び駐車区画ラインの変更修正につきましては、費用が発生することから、応急的な措置と致しまして三角コーン等を設置することにより、当該駐車区画を制限することで、通行しやすくなる対策とさせて頂き、設置後の状況を考慮しながら駐車区画ライン等の変更修正について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

さて1階ホールにご意見箱、いわゆる目安箱ですね。これが設置されております。どんなご意見が提案されているのでしょうか。気になる場所ですので、ご披露願いたいと思います。

総務課長（泉 知典）

小川議員の1階ホールに設置しているご意見箱に提案された意見についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご意見箱につきましては、新庁舎及び地域交流センターに来庁・来館される皆様からご意見等をお寄せ頂き、より良い施設運営及び管理に活かすための参考にさせて頂くため、令和4年10月3日にエントランスホールに設置致しました。

設置から現在までの約2ヶ月間で、合計14件のご意見を頂いております。

内容と致しましては、施設の管理や運用に関するものが5件、ATMに関するものが4件、駐車場に関するものが3件、その他が2件となっております。

まず、施設の管理や運用に関するものは、役場を年中無休にして欲しい、トイレに洗浄クリーナーを設置して欲しい、職員用出入口のセキュリティに気を付けるべき、施設の出入口を増やして欲しいなどのご意見を頂いております。

次に、ATMに関するものは、ATMを設置して欲しいというご意見で、駐車場に関するものは、入口が分かりにくい、入りにくい、通路が狭い、駐車スペースが狭いなどのご意見を頂いております。

その他につきましては、コミュニティバスや町の政策などに関するご意見を頂いて

おります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。様々なご意見を頂いておるといふ風に私どもも想像しておりましたが、その中で、やっぱり駐車場の件、それから一つ気になるのは、ATMの件ですね。古い、旧の庁舎の時はありましたけれども新庁舎でなくなって、色々問題点があると思いますが、それについて課長の方で、泉課長の方で、感想があればお願いしたいと思います。

総務課長（泉 知典）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。まず一つ目の駐車場に関するご意見は、先ほどが議員おっしゃったように道の問題、入口の問題、通路が狭いということが非常に課題となっております。なかなか解決が難しい場所部分もありますが、まず、道路の拡張することによって、問題があるべきことについては考えていこうと思います。そういう意味では、意見の中に役場の前の道路を拡張して欲しいという意見が結構来ております。もう一つのATMの件につきましては、確かに役場がないということで、住民の方があるのが当たり前で思っておられるとは思いません。当初の計画・相談の中から銀行の方とも協議した中で、銀行の方からはちょっと置くことが難しいということは言われておりました。その理由につきましては様々な理由があると思いますが、まず一つは、利用者の数が県内の他のATM設置よりは3割ほど少ないってということもあります。その中で、これはちょっと私の見解もあるのですが、役場の駐車場にあるということ、役場の職員がかなり使っているということもあろうかと思えます。それともう1点、色んなATMにつきましては、車で乗りつけてすぐ下ろせるっていう利便性が非常に高いと思います。例えば、浜街道にある百十四でありますとかサリュウとかでありますとか、イオンタウンにありますキャッシュコーナーでありますとも、比較的車で乗りつけて、すぐ下ろせるっていうのがあろうかと思えます。この役場につきましては、利用者以外の方がそれを使うとなると、わざわざ立体駐車場に停めて利用するかというと非常にそれも難しいのかな、それだったら、イオンタウンの方に行って下ろすのが便利なのかなってことはあります。確かに、住民の方が役場に来て下ろせないという不便性は非常にありますが、今のところ、ちょっと役場内にも造ることも出来ませんし、役場外のところにATMを設置して、そこに駐車をするスペースも取るとなると各銀行機関の方もなかなか設置は難しいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ATMの件ですね、なかなか大変なことでしょう。というのが銀行さんも株式会社ですので、先ほど来のお話の中で、出ておりました株式会社っていうのは利益を

追求するというのが第一義の組織でありますのでね。なかなか、利益がうまく調和出来ないという場合には、設置が難しいという風な回答があろうかと思えます。しかしながら、多度津町はかなりの借金をしております。これに対して、銀行さん、恐らくメインバンクは皆さんもご承知のとおりだと思います。長期プライムレートにしろ、短プラにしろ、かなり低利にはなって来ておりますけれども、只でお借りしとることで決してありません。毎年の何がしかの利息、お支払いしておる訳ですから。それに対するサービスの見返りも必要ではないかなという風に私は考えます。ATMの設置は、ただ単にこの庁舎のメンバー、あるいはこの交流センター、庁舎を利用される皆さん方だけではありません。近隣の皆さん方も、もしやそこに出来ますと利用出来るという、非常に便利な場所にもある訳です。そして、この場所に建てた理由そのもの、そもそもが水害に強い場所であろうということで、町長はここに設定を決めました。ということは、それに関わるATMの設置もやはり水害に強い場所に造るということもアピールの一つではないかなと思っております。ぜひ今後ね、交渉して頂いて、もし可能であればと思います。時間が、残り3分です。町長、何かありましたら、お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

今の小川議員のご質問に答弁をさせていただきますが、ATMを設置する、設置しないの関係は、やはり行政とメインバンクとの関係になると思います。今メインバンクの方で私どもに要求が来ているのは、人件費を払ってくれ。それから、手数料を増やしてくれという要求が来ております。これは致し方のないところでありまして、今、ゼロ金利政策が随分長引いております。金利の差によって、儲け・利潤を出す銀行にとっては、今は不利な状況になっております。それで私どもも銀行のことを考えながら、人件費の件、また手数料の件、それは話をしながら上げていております。そういう中で、やっぱり銀行から言われている銀行が、今、少しでもその利潤を確保するため、あまり、それ以外のことにはしたくないという、そのことに関しましては、私どもも銀行がおっしゃることを理解する必要があるのではないかなと考えております。早急には難しいんじゃないかなと思っております。ただ、今の駐車場の件も含めまして、ATMの件も全て含めまして、まずは、この庁舎の前の道路が少し遅くなるという担当課からの報告は受けてるんですけども、令和4年度末に、この前の255号線が少し遅くなるかも分かりませんが、綺麗に整備されます。そうすると、もっと、どんな問題点があるのか。色んなことが出てくると思いますので、それも全て総合的に判断しながら、駐車場の来場者の駐車場の位置とか、色んなことも含めて、もう一度、考えていこうと思っておりますので、その時には是非また、ご意見等をお聞き願えたらと思っております。答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございました。以上で9番、小川 保 一般質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって、9番、小川 保 議員の質問は終わります。

次に13番、尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

お早うございます。13番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和4年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、1.町行政との取引から公共入札でも免税業者が排除されるインボイス制度について、2.改葬、つまり墓移転、墓じまい、これは永代供養も含まれますが、等についての2点を町長及び教育長、そして担当課長に対し、この任期中の最後の一般質問を致しますので、よろしくお願い致します。

まず最初に、町行政との取引から公共入札でも免税業者が排除されるインボイス制度についてであります。来年10月1日から消費税のインボイス制度が実施をされます。制度開始までに発行事業者の登録を受けるには、原則、2023年3月末までに申請手続を済ませる必要があります。消費税のインボイス制度は、正式には適格請求書等保存方式といい、消費税率を8%から10%引き上げる際に法律に規定されました。2023年10月1日以降は原則、事業者が消費税の納税額を計算する時にインボイスが必要となります。これまで、民間企業間に取引で免税業者である中小零細企業やフリーランスが取引から排除されたり、今の契約額から消費税相当分が値引きされるといった問題が指摘をされてきました。ところが、インボイス制度の導入は民間取引にとどまらず、地方自治体や公益法人との取引においても免税事業者と同様の影響を及ぼす実態が見えてまいりました。例えば、水道事業の土木工事を発注する際に水道局が仕入れ税の税額控除するためには、受注業者に消費税のインボイスを求めなければなりません。一部の自治体では既に取引業者を集め、今後も公共工事を発注したい事業者はインボイス番号の登録をするように要請をしております。来年度の入札参加資格審査の説明書にインボイス制度の登録がない場合、水道局の工事などの受注が出来なくなると明記した自治体もあります。これは、地方自治体の特別会計や企業会計で購入している物品、つまり事務用具、食材などがございますが、これはサービス業務、ポスターやチラシの印刷など、あらゆる業務の取引で消費税のインボイスが必要になります。自治体が仕入れの時に支払った消費税相当分のインボイスがなければ、消費税の仕入れ税額控除ができず、自治体はその分の消費税を負担、つまり納税しなければならなくなる訳であります。また、インボイス制度が始まることで、自治体が売手としてインボイスを発行する必要が発生するために、現在、免税業者である特別会計や企業会計も消費税の課税事業として、申請をせざるを得ません。この結果、売上げ、つまり、事業収入が1,000万円以下の

特別会計は新たに消費税の課税業者となり、消費税を納税することになります。このインボイス制度の仕組みは、民間の取引と同様に国や地方自治体、公益財団法人にも適用をされます。

そこで、お尋ねを致します。まず第1点目にインボイス制度と自治体会計の特例とは何かをお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のインボイス制度と自治体会計の特例についてのご質問に答弁をさせていただきます。

「インボイス」とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税等を伝えるため、現行の請求書に「登録番号」や「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された「適格請求書」のことです。

「インボイス制度」とは、消費税引き上げに伴い、軽減税率が導入されていることを受け、複数税率下において適正な課税を確保する観点から開始される仕入税額控除の方式で、帳簿の保存とインボイスの発行または保存により消費税の仕入税額控除を受けることが可能となるという制度でございます。

この制度は地方自治体においても適用され、制度導入後において町の一般会計から課税仕入れを行う事業者については、町が制度に対応しない場合は当該仕入れについて仕入税額控除を行うことが出来なくなり、消費税負担が増加することになりますので、本町の一般会計におきましても制度に対応するため、インボイス発行事業者の登録が完了しております。

ただ、一般会計におきましては、仕入税額控除の特例として、消費税法第60条第6項により、課税売上に対する消費税額と課税仕入等に対する消費税額は同額とみなすこととされているため、制度開始後も消費税の申告義務はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目をお尋ねを致します。水道事業特別会計や下水道事業会計の対応についてお尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の水道事業特別会計や下水道事業会計の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

水道事業につきましては県の所管となりますので、私からは特別会計公共下水道の対応について説明をさせていただきます。

本町の下水道事業は、これまでも消費税課税事業者として消費税の納付をしてきたところです。インボイス制度開始後におきましても、引き続き、消費税の仕入税額控除を受けながら消費税を納付してまいります。

また、インボイス制度開始後の下水道使用料につきましては、現行の請求書に「登

録番号」「適用税率」「消費税額」の記載を追加し、下水道使用者が仕入税額控除を受けることが出来るよう、準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目でございます。学校給食会の食材を共同購入する公益財団法人 学校給食協会の負担増とその対応についてお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の公益財団法人 学校給食協会への負担増等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公益財団法人 学校給食協会につきましては課税事業者であり、インボイス事業者として登録されていることから、新たなる負担増はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の答弁に対して再質問させていただきます。この学校給食の食材を納入している1市2町の地元の生産農家や肉屋・豆腐屋といった免税業者の生産者、小売業者から買入れているのであれば、公益財団法人 学校給食会は、仕入税額控除が出来る地産地消、食育の取組をしている地域の生産者の努力が損なわれることはないのかをお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の再質問にお答え致します。現在のところ、私はそこまでの深い知識を持っておりませんので、この場で回答することは出来ません。申し訳ございません。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。高齢者の働く場として提供される町が業務委託をする公益財団法人 多度津シルバー人材センターの多額な納税負担の発生はどうするのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の高齢者の働く場として提供される町が業務委託する公益社団法人 多度津町シルバー人材センターの多額な納税負担の発生はどうするのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、多度津町では町有施設の庭園管理等について、公益社団法人 多度津町シルバー人材センターに請負事業として委託しており、高齢者の労働力は欠かせないものとなっております。請負事業とは、町がシルバー人材センターに業務を発注し、シルバー人材センターがその業務を会員に請け負わせる方法により行う事業でございます。

令和5年10月から導入されますインボイス制度により、シルバー人材センターの会

員のほとんどの方が免税事業者であり、インボイス（適格請求書）を発行することが出来ないことから、シルバー人材センターが仕入税額控除の適用を受けられず、会員の就労の対価である配分金に係る消費税相当額を新たに負担し、納税することとなります。

そこで、シルバー人材センターから新たな負担分について、会員の配分金から負担分を減額することは最低賃金の水準を下回り、民業を圧迫することになるだけでなく、地域社会に貢献しようとしている会員の就労意欲や生きがいを削ぐことになりかねないことから、インボイス制度導入後の段階的な特例措置や県内のシルバー人材センターが請負事業に係る事務費率を引き上げている状況を踏まえ、令和5年度から事務費率を現行の10%から15%に引き上げてシルバー人材センターが負担する趣旨の説明がありました。

事務費率の引上げは委託料の増額になり、厳しい財政状況の中ではありますが、高齢者の働く場の提供やより豊かな地域社会の形成のためにも公益社団法人として公益事業の一端を担うシルバー人材センターへの委託を今後も継続したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問をさせていただきます。シルバー人材センターの存続を図るためには、インボイス対象者としての諸対策と致しまして、町補助金の増額や発注事業の単価の引上げなどの必要な支援が必要だが、この事務費の値上げだけで大丈夫なのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。シルバー人材センターの方からこういう説明があり、これでやっていけるということでの説明でありますので、私どもとしては、これで運営が可能だと認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目です。特に農業者、漁業者、中小零細業者は発行困難な仕入れ先もあり、取引先の都合に左右され、自己負担の発生が心配の恐れがあり、インボイス導入で廃業せざるを得ない。廃業を検討しているとの声があり、一般の消費者も含めて、誰一人、例外がなく、全ての国民が不利益を被る「百害あって一利なし」のインボイス制度について、どう考えるのかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員のインボイス制度についてのご質問に答弁をさせていただきます。インボイス制度は令和5年10月より開始されます。インボイス制度実施後も売上に係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除し、その差引税額を納税するという

消費税の原則に変更はありませんが、中小零細事業者から国に対して免税事業者や取引先の対応についての質問があると聞いています。

現在では、免税事業者で売上先が消費者又は免税事業者である場合や売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合等は、免税事業者であり続けても取引への影響は生じないと考えられます。

一方、現在、免税事業者で、売上先が前述のいずれにも当てはまらない場合は、取引への影響が生じると考えられますが、制度には経過措置が設けられており、インボイス制度実施後の6年間は仕入税額控除が可能とされています。

また、売上先の意向で取引条件が見直された場合、その方法や内容によっては、売上先の独占禁止法・下請法・建設業法に抵触する可能性があります。

これらについては、国に相談窓口が設けられていますので、事業者からの相談があれば適切に同窓口を紹介致します。

なお、インボイス制度については国が決定し実施される制度であり、町としてその可否について意見を述べる立場にはありませんが、今後も国税庁等からの情報提供があれば、町ホームページ等を活用して周知を図ります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。現時点では、対象事業者からの町に対しての相談申込みはないのでしょうか。また、町内の農業、漁業者、つまり個人でございますが、個人におけるインボイス登録の状況についてを質問を致します。また、売上げが1,000万円以下の農家の免税業者の場合の農協特例、卸売市場特例、媒介者特例、つまり直売所での委託販売、これについての説明をよろしくお願い致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問に答弁致します。本町への相談件数でございますが、今のところ、まだ件数はございません。多度津商工会議所の方とも連携をとっておりますけれども商工会議所に対しても、今、たちまち困っているというような情報はございません。

続きまして、農業・漁業関係でございます。農業者、漁業者には農産物等の特殊な委託販売におけるインボイス交付の特例というのがございます。まず、JA香川県多度津支店に、昨日、確認したことがあるのですがけれどもそれによりますと、農業者につきましては、個人農家レベルでインボイス登録を行っている人というのは、今のところ聞いたことがないということでございます。農業者に関しましては、市場及びJAの出荷については、この特例を用いてインボイス登録が不要であるということから市場及びJAの出荷しか行っていない者が多数を占める。本町の個人農家レベルでは、余り影響はないのかなという風には考えてございます。産直につきましては、出品している者がインボイス登録を行っているか否かを明示する必要が

あるということでございます。購入しようとする方が、事業者である場合、つまりは、産直で物、農作物を買って飲食店で販売するとか、そういった仕入れを行っているケースであれば、当然、産直でインボイス登録を行っている方の出品を選択するという事になるかと思うんですけども、我々のような普通の最終消費者が産直で物を買うという場合にとっては、関係ない話でございますので、産直での売上げが年間数十万円程度の農家さんであれば、登録は見送っているというような状況であるという風に聞いてございます。続きまして、漁業関係でございます。町内漁協に確認を取ったところでございますけれども、この漁業に関しましても、先ほどの特例があるということで、事業所を構えていない個人レベルの漁業者で、インボイス登録を行っている者ということは、今のところはないということでございます。漁業者に関しましても市場に出す分につきましては、インボイス登録が不要であるため、基本的に料亭等に直接卸している方が対象になるということでございます。本町の漁業者の商いの規模からいっても、登録が必要になるような漁業者というのは、数名程度ではないかなという風に考えているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目でございます。現行の複数税率のもとで、税務署等、納税者との間で起こっている問題でもあり、消費税、インボイスの問題は、まだまだ町民に知られておりません。多度津町がインボイス制度を実施することで、地元の中小零細業者や地域経済にどのような影響を与えるのかを具体的に検証し、町民に知らせていく取組が必要ではないのかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員のインボイス制度の町民への周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

インボイス制度につきましては、制度の説明を町のホームページに掲載しております。また、多度津商工会議所によると同制度に係るセミナーを令和4年3月に続き10月31日にも開催し、13名が参加されたそうでございます。町でも同セミナーのチラシの配布に協力を致しました。

また、丸亀税務署においても同様のセミナーが開催されており、随時、町の広報誌にて案内をしております。

今後もインボイス制度につきまして町ホームページ等で周知を図るとともに来年10月から導入された後に事業者からの意見があれば、県や多度津商工会議所と情報共有を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、町内の改葬、つまり墓の移転であるとか墓じまい、これは永代供養も含ま

れますが、これについてであります。

近年、新型コロナウイルス感染が長引き、そのために個人の告別式が家族葬や密葬として取り扱う家庭が増加をしてきております。そして両親、兄弟、親族が亡くなり、遠方のため既存の墓地を墓じまいと称して、地域墓地管理人や町に相談もなく無断で処分や移転をする人々がいるのが現状で、地域で問題化をしております。墓地には色々な種類があり、公営墓地、民間霊園、寺院墓地、村落墓地、個人墓地などがあります。公営墓地の良い点は、1. 永代使用料、管理費用が安く、永続、生涯補償されている。2 点目に申込み制限が少ない。3 点目に石材店を自由に選べる。欠点は、1. 墓地取得に複数の条件がつくことが多い。これは、遺骨があるとか、お墓の継承者がいるなどでございます。2 点目に、募集が不定期または希望者の多くが抽選制であります。3 点目に、生前購入が出来ないことがある訳でございます。次に、民間霊園の利点は、1. 遺骨の有無などの申込み制限が少ない。2. 墓のデザインや大きさの自由度が高い。3. 生前購入が可能、4. 法要施設を併設しているところが多い。欠点は、1. 公営墓地に比べると永代使用料や管理費用などのコストが高い。2. 霊園が指定する石材店でしか建てられないことがある。次に、寺院墓地でございます。この利点は1 点目に、いつでも廻向、読経を頼める。2 点目に、檀家になると全ての法要をその寺院で執り行える。3 点目に寺の行事や催し事に参加を出来る。欠点は、1. 宗旨・宗派が決められている。2. 寺院が指定する石材店でしかお墓を建てられないことがある。3 点目に、檀家になる必要があることが多い。その他墓地では、村落墓地、つまり共同墓地でございますが、これは、墓理法、墓地埋葬に関する法律、立法前に作られた墓地のことでございます。現在では、村落墓地に新たな区画を作ることは難しい。これは昔からある既存のお墓は、今までどおり利用出来る訳でございます。そして次に、個人墓地でございます。これは、個人所有の土地に建てられたお墓でございます。現在では、市区町村からの許可をもらわなければ、新しく墓地をつくることが出来ないために自身の土地であっても利用することは極めて難しい訳であります。以上が、5つの各墓地の特徴でございます。また、墓地の利用規則と手続があり、墓地を利用するには幾つかの手続が必要でございます。この手続や規則をおろそかにすると墓地が購入出来ない、購入した墓地を手放さなければならないということも起こり得ます。そこで永代使用料等管理費、使用規程、納骨手続、新規の改葬などがあり、墓地の管理者から永代使用权、つまり墓地の使用権利、これを取得するための料金を永代使用料、墓地の維持管理、つまり墓地の清掃などに必要な料金を管理費と言い、墓地を購入するためには、この永代使用料と管理費用が必要になる訳であります。墓地を使う際に定められた規則を使用規定と言い、各墓地、霊園によって様々なものがあります。これは、1 点目に、墓地購入後、所定の日数以内にお墓を建立する。2 点目に、お墓のサイズに制限がある。3 点目に、墓地使用权の転貸し、譲渡の禁止

などがございます。また、遺骨を埋葬するには手続が必要になり、この手続を納骨手続と言います。人が亡くなった場合、死亡届と死亡診断書、あるいは死体検案書を提出をします。その際に火葬許可の申請を一緒に行い、火葬後に納骨が可能になる訳であります。引っ越しなどでお墓の管理が難しくなり、お墓、つまり遺骨を別の場所に移すことを改葬と言います。改葬には、市区町村が発行している改葬許可書が必要になります。そこで、お尋ねを致します。第1点目には、町内には公営墓地、民間霊園、寺院墓地、村落墓地、個人墓地などがあるが、4地区別にそれぞれの位あり、どのようになっているのかをお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の町内の公営墓地、民間霊園、寺院墓地、村落墓地、個人墓地の4地区別の数と状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における公営墓地、いわゆる町営墓地は4ヶ所ございます。内訳と致しまして、多度津地区に本台墓地、六地藏墓地の2ヶ所、豊原地区に葛原墓地、葛原南墓地の2ヶ所がございます。こちらは、住民環境課が所管しております。

次に、民間霊園につきましては、本町にはございません。

また、本町の寺院墓地や個人墓地につきましては、「墓地、埋葬等に関する法律」が施行された昭和23年より前に成立しており、同法施行前から存在する墓地への特例として、同法律第25条により、同法第10条による経営許可を、経営者である墓地管理者が受けているとみなされる、いわゆる「みなし墓地」であり、昭和55年4月1日より、香川県からの権限移譲事務として本町が墓地の経営許可を行うこととなって以来、新設の墓地に関しましては、新たな許可は行っておりませんので、その数は把握しておりません。こちらの状況と致しましては、各墓地の管理者や個人が管理を行っております。

次に、村落墓地、いわゆる地域墓地につきましては、本町には29ヶ所ございます。

4地区の内訳と致しましては、多度津地区にはございません。豊原地区に6ヶ所、四箇地区に15ヶ所、白方地区に4ヶ所、このほか島しょ部に4ヶ所ございます。

こちらの状況につきましては、各地域墓地の規約や取り決め等により地域墓地管理者により管理をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目をお尋ね致します。そのうちに、墓地管理人の選定している墓地は何ヶ所あるかをお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の墓地管理人を選定している墓地は何箇所かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町営墓地につきましては、多度津町墓地設置条例第4条の規定により「墓地管理に

従事する職員を置く。」となっておりますので、住民環境課環境係の職員が管理業務を行っております。

次に、地域墓地につきましては、町が地域墓地管理者に対して地域墓地管理委託料を支払っているため、毎年、管理者の調査を行っておりますので、29ヶ所すべてで選定されていることを確認しております。これ以外の寺院墓地及び個人墓地につきましては、把握しておりませんが、「墓地、埋葬等に関する法律」第12条に墓地、納骨堂の経営者は管理者を置きとなっていることから、すべての墓地に管理者はいるものと捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目をお尋ねを致します。この墓地管理料の用途と内訳についてお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の墓地管理料の用途と内訳についてのご質問に答弁をさせていただきます。町営墓地につきましては、墓地を永代貸出する際に、墓地造成に要した諸経費等から算出した墓地使用料を納付頂いております。永代貸出された墓地につきましては、その墓地の利用者が管理を行うこととされているため、墓地管理料は徴収しておりません。

また、未貸出区画や墓地全体につきましては、本町で雑草の除去などの管理を行っております。町営墓地以外の寺院墓地や地域墓地の墓地管理料の用途と内訳につきましては、各墓地の規約等で定めることとなりますので、町では把握できておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目でございます。改葬、つまり墓の移転、墓じまい、これは先ほど申しました永代供養も含むことでございます。これらの手順と法的手続きについてお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の改葬（墓移転、墓じまい（永代供養含む））の手順と法的手続きについてのご質問に答弁をさせていただきます。

「改葬」とは「墓地、埋葬等に関する法律第2条」の規定により「埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。」とされております。この改葬を行うには「同法律第5条」の規定により、改葬を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならないとされておりますので、改葬許可申請書に墓地管理者の合意を頂き、添付資料を添えて町に許可申請して頂くようになります。町から改葬許可書が交付されましたら、お骨と

共に本許可書を改葬先の墓地や納骨堂の管理者に提出して頂くようになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目をお尋ねを致します。町の地域墓地管理料は年間幾らなのかをお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の町の地域墓地管理料は年間幾らなのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

毎年町より墓地管理者委託料として合計96万円を支出しております。内訳と致しましては、豊原地区、四箇地区、白方地区、島しょ部の4地区に24万円ずつ均等割し、各地区の地域墓地管理者で協議して決められた額を各地域墓地に支給させて頂いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目をお尋ねを致します。地域管理共同墓地整備事業の補助対象工事と金額の補助率、内訳についてをお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の地域管理共同墓地整備事業の補助対象工事と金額の補助率、内訳についてのご質問に答弁をさせていただきます。

補助対象工事は、多度津町補助条例施行規則別表により「墓地の擁壁工事」「焼香場、お堂建物工事」「その他墓地内の公共設備工事」となっており、補助率は30万円を超える事業に対して100分の50以内となっております。先に地域墓地で工事費の全額をお支払い頂いたのち、領収書の金額により補助金額を確定してお支払いするようになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の件について、再質問をさせていただきます。この墓地内の樹木が大木になっているので伐採は対象にならないのかということと、いわゆる工事が立替え払いでは積立金とか貯金がなくては、所有者からの徴収は大きな工事は不可能ではないのか、これについてお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の再質問に答弁させていただきます。ご質問の地域墓地内における樹木、これが大木になった時に処分することに対して補助対象にならないかというご質問であったと思います。現在、こちらの補助条例について、こちらの内容ではそちらの部分について対象にはならないという風に捉えております。それともう1点、工事金額の前払いについてのご質問であったと思います。こちらにつきましては、補助

要綱の方で、そういった流れが規定されておりますので、現状では一旦、工事費全額をお支払い頂いた後に補助金額を確定して、その対象額についてお支払いさせて頂くという流れになると捉えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、7点目でございます。墓地移転、無縁仏、墓じまいした跡地の管理、処分などの取り扱いについてお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の墓地移転、無縁仏、墓じまいした跡地の管理、処分などの取り扱いについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町営墓地につきましては、墓地の利用者が改葬などにより返還される場合、貸出時の状態に復旧して頂いております。その後、返還された墓地の区画につきましては、先ほどご説明致しましたとおり、未貸出区画として町で管理をしております。また、町営墓地に関して無縁墓を処分する「墓じまい」は行ったことはありません。

地域墓地につきましては、各地域墓地の規約や取決め等による取り扱いとなりますが、地域墓地意見交換会等で地域墓地の管理者の方からお話をお伺いする中では、町営墓地と同様に利用者のいない墓地区画に関しては、地域墓地全体で管理するという取り扱いが多くなっているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、8点目でございます。地域墓地の墓地所有者名簿の台帳、区画などの図面作成はどのようにするのかをお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の地域墓地の墓地所有者名簿の台帳、区画などの図面の作成はどのようにするのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

特に定められた様式等はございませんが、毎年開催しております地域墓地意見交換会で参考様式として、規約、契約約款、墓地台帳を各地域墓地の管理者の方にお示しをしております。また、こちらの会の中でも周知をさせて頂いておりますが、無縁墓に関しては相続人を調査する根拠となる法令が無いため、例え町であっても戸籍謄本を公用請求するといったことが出来ません。そこで、現在判明している墓地利用者だけでも台帳に整備をして頂き、無縁墓の発生を少しでも抑えるような取組を行うようお願いしております。

また、墓地内の区画などの図面作成につきましては、先ほどご説明させて頂きました墓地台帳だけでは墓地の利用者とお墓の整合が取れないため、簡単な平面図に番号を振り、台帳番号と整合出来るものを提案させて頂いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

9点目に、地域墓地の管理規程、法的手続き、所有区画の明示する掲示板の設置は考えているのかをお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の地域墓地の管理規定、法的手続き、所有区画の明示する掲示板の設置は考えているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域墓地の管理規程、法的手続き、所有区画の明示する掲示板の設置につきましては、地域墓地管理者が行うものでございますので、町が設置することは考えておりません。

また、先ほどご説明しました地域管理共同墓地整備事業の補助対象とはなりませんので、墓地管理者委託料をご活用頂き、各地域墓地で設置して頂くようになりますが、掲示板の内容についての指導や作成した掲示板のラミネート加工などのご協力はさせて頂こうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に10番目、お尋ねを致します。地域墓地内での墓じまいをしている所有権の登記している所有地の取り扱いについて、お尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の地域墓地内での墓じまいをしている所有権の登記をしている所有地の取り扱いについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁でもお答え致しましたとおり、地域墓地は経営許可を受けたとみなされた「みなし墓地」でございます。その経営許可は、経営者である地域墓地管理者が受けているとみなされているため、利用者個人個人には、墓地の経営許可を受けている土地ではありません。

登記上、墓地の名義が個人である土地は稀に存在しますが、土地の所有権に対して地域墓地経営者がどのような関係性となるかは、両者の話し合いや契約によるものとなります。従って、地域墓地内における「墓じまい」による所有権登記はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問が出来ない時間帯になりましたので、最後の11点目をお伺い致します。

この格差と貧困が進む現在、家にお墓がない場合、お墓を建てたり、納骨堂に入れる場合もお金がかかることから、墓地を持たない、散骨形式の新しい葬儀スタイルが注目をされておりますが、我が多度津町も検討すべきだが、どう考えるのかについてお伺いを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の「散骨」形式の新しい葬儀スタイルが注目されているが、町も検討すべきだが、どう考えるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

遺骨の埋葬については、「墓地、埋葬等に関する法律」第4条において、「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域にこれを行ってはならない。」とされていますが、散骨は埋葬にも埋蔵にもあたらないため、「墓地、埋葬等に関する法律」に該当致しません。

また、「刑法」第190条には「死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得したものは3年以下の懲役に処する」と定められており、「散骨」は死体遺棄にあたるのではないかと考えられますが、1991年に法務省が「葬送のための祭祀として、節度を持って行われる限り、遺棄罪には当たらない」とコメントを発表しており、現状では「散骨」を規制する法律はありません。

しかしながら、全国的には「散骨」に伴い地域住民とのトラブルとなり、「散骨」を規制する条例の制定や観光地としてのイメージを保つために規制を設けている自治体もあるようです。

現在、本町には「散骨」に関する条例等はないことから、民間業者による散骨は制限されておりませんが、香川県内での海洋散骨を実施している業者はすでに実在していることから、今後「散骨」による住民トラブルが発生するような状況等があるようであれば、逆に規制を検討しなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

時間が来ました。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって13番、尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会致します。

長時間お疲れでございました。

散会 午前11時3分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和4年12月8日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記